

こども基本法について

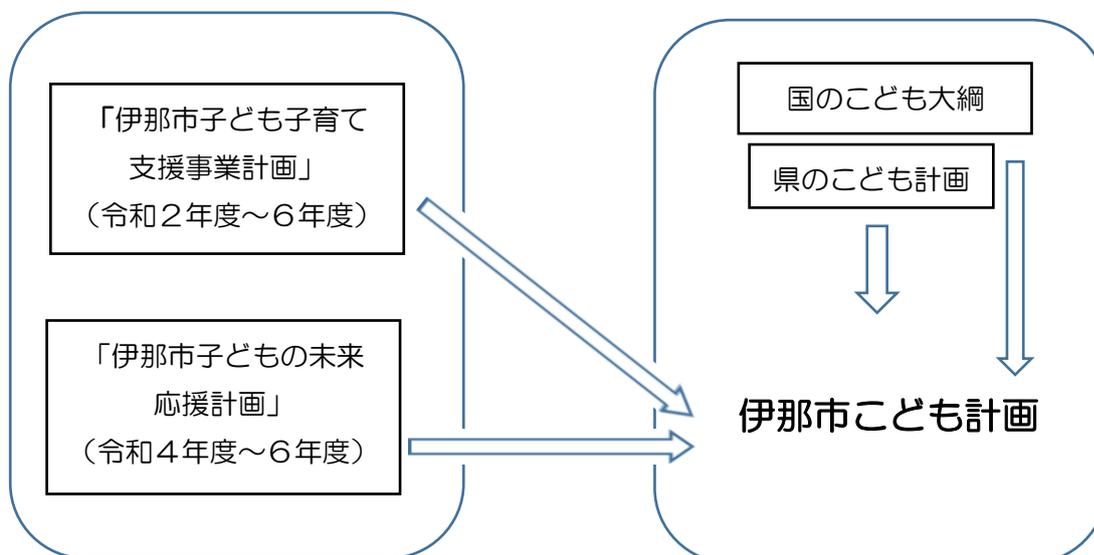
1 地方公共団体の責務

- 基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定し実施する。
- 国が定める「こども大綱」及び県のこども計画を勘案して子ども施策についての計画を定めるよう努める。

2 伊那市の子ども施策に関する計画

- ①「第2期 伊那市子ども子育て支援事業計画」（令和2年度～6年度）
子ども・子育て支援法第61条に規定する計画
- ②「伊那市子どもの未来応援計画」（令和3年度～6年度）
子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する計画

こども基本法施行後（案）



こども基本法抜粋

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団

体との連携を図りつつ、その区域内における子供の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(都道府県こども計画等)

第10条

第2項 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努力するものとする。

第5項 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であって子ども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

高遠第2・第3保育園建設工事進捗状況

1. 建設検討委員会

令和5年1月31日	第1回建設検討委員会
令和5年2月21日	候補地確認
	第2回建設検討委員会
令和5年5月18日	第3回建設検討委員会
令和5年7月11日	第4回建設検討委員会

2. 方針について

現園舎を解体し現敷地内に建て替えを行う。工事期間中の保育場所については高遠町長藤にある「高齢者生きがいセンター」を仮園舎とする。

3. やまほいく及び給食について

やまほいくは送迎により、現フィールドでの活動を継続実施
給食は高遠保育園より配送

4. 今後の主なスケジュール（案）

<令和5年度>

11月	設計業務委託業者決定 地形測量
12月～	ワークショップ開催

<令和6年度>

仮園舎改修工事
現園舎解体工事

<令和7年度>

新園舎建築工事
しゅん工式